

2026 年 本部港（本部地区）クルーズ船岸壁割当申請要綱

本要綱は、本部港（以下「本港」という。）におけるクルーズ船の入出港に係る安全対策等の内容を整理したものであり、船社及び船舶代理店等（以下、「申請者」という。）が本要綱を遵守することを前提に岸壁割当申請を行うこととする。

また、本要綱は、主たる事項について記載しており、本要綱に基づき、岸壁予約申請がされた場合においても、関係者との調整を踏まえ、安全性の確認が出来ない等の場合は、岸壁の予約を受け付けないことがあるので留意すること。

1. 受入条件

（1）対象期間

・**2026 年 1 月 1 日～12 月 31 日**とする。

（2）対象船舶

・**22 万 GT 級以下**とする。

（3）受入岸壁

本部港（本部地区）の受入れ岸壁は、**-10.5m 岸壁**とする。

（4）受入時間

①**7：00～17：00**以外に入出港する場合、対応について本部港管理事務所と調整すること。

②隣接する-7.5m 岸壁を使用する定期船と操船水域が競合しないよう、**定期船の着離岸時刻との間隔は 60 分以上**とする。

（5）入出港に関する安全対策

本部港における入出港に関する安全対策として、以下のとおり定めていることから、入出港にあたっては、その内容を確認し、航行の安全対策を図ること。

①**本部港（本部地区）大型クルーズ船入出港要領**（令和 3 年 6 月）（以下、「入出港要領」という。）

②**本部港（本部地区）港湾区域の利用に関する行政指導指針**（令和 6 年 4 月 1 日制定）（以下、「行政指導指針」という。）

【入出港要領の概要】

客船クラス	平均風速	波高	視程	喫水	接岸速度
22 万総トン級 以下	10m/sec 以下 (曳船配備は条件としない)	1.5m 以下	2,000m 以上	余裕水深 10% 以上確保	9.7cm/sec 以下

①平均風速は、隣接する-7.5m 岸壁を使用する定期旅客船等との関係で定めているので、注意

すること。

- ②水先人を要請すること。
- ③前路警戒船を 1 隻配備し、前路の警戒及び他船との通信連絡等、本船を補助すること。
- ④漁礁区域、防波堤や浅所への接近に注意すること。
- ⑤他船舶との競合を避けるため、前広に情報周知、調整を行うこと。定期船との船間距離は 70m 以上確保すること。
- ⑥瀬底島東側海域の停泊船に対し、水域確保について調整を行うこと。
- ⑦着離岸操船における推進装置（スラスト等）の放出流、流入流が海洋レジャー客に及ぼす影響を考慮して、安全な操船に支障のない範囲でできる限り出力を抑えて使用すること。
- ⑨入出港時における推進装置（スラスト等）の使用に伴う影響で、水域利用者の安全を確保するために必要があると認めるときは、水域利用者に対し、本部港行政指導指針に基づき、退避するよう指導するものとする。
- ⑩別途、入出港時における南側海域（崎本部緑地周辺海域）の海浜利用者に対する周知・安全対策を求める場合がある。その際は、後日、県港湾管理者から予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

（６）以下の点に留意して予約申請すること。

- ①船社（又は船舶代理店）は、他の岸壁及び荷さばき施設利用者への情報提供及び調整を行う必要があることから、予約割当後、入港予定日の 2 ヶ月前までには、本部港管理事務所と調整すること。
- ②本港は検疫法に基づく検疫、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫、植物防疫法に基づく植物防疫の非対象港である。
- ③ターミナルビルはない。
- ④本港での給水は不可である。
- ⑤本港は、定期フェリーや貨物船との兼用岸壁となっていることから、旅客者の安全面に配慮して、バス、タクシー等の待機場所や乗降場所等を計画し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。
- ⑥本港では、配車可能なタクシー台数が限られているため、個人旅行者（F I T）が多いと見込まれるクルーズ船においては、ふ頭内での乗客及びクルーの滞留を避け、安全性を確保するため、船社において、シャトルバスの手配及び運用し、乗客を速やかに近隣施設等へ案内すること。
- ⑦修学旅行シーズンの 10 月から 12 月については、貸切バスの稼働が多い時期であることから、希望台数の手配が難しい場合があるため、事前に旅行代理店に確認すること。
- ⑧寄港時における感染症対策については、クルーズ船運航事業者による自主的なマニュアル又はガイドラインに基づき適切に実施すること。
- ⑨港湾施設が災害等で被災して使用できない場合や沖縄県港湾管理条例第 13 条第 2 項に該当するときなどは、岸壁予約や港湾施設使用許可を取消す場合がある。その際は、県港湾管理者や本部港管理事務所から予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

※沖縄県港湾管理条例（使用許可の取消し等）第 13 条 第 2 項

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項

に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

⑩ 別途受入条件を設ける場合がある。その際は、後日、予約確定者へ連絡するので、協議に応じること。

2. 申請書類、申請方法等

申請者は、下記のとおり随時割当申請を行い、遅くとも入出港予定日の3ヶ月前までに申請すること。

(1) スケジュール

① 申請期間：2024年7月1日（月）～

② 割当提示：適時に提示する

(2) 提出書類

・様式『2026年分 本部港（本部地区）受入バース割当申請書（クルーズ船のみ）』

(3) 提出方法

① 上記（2）の申請書に押印の上、**メール**にて提出すること。

② 押印した申請書のPDFと様式データ（Excel）をメールにて提出。

③ **申請の受付時刻は、代表端末でメールを受信した日時とする。**

メールの件名は「2026年本部港クルーズ_〇〇〇〇（本部港に寄港する日程のなかで最初の日、半角数字で記入）_●▲■（クルーズ船名）」とすること。様式のファイル名も、メールの件名と同一とすること。

※表記例「2026年本部港クルーズ_0401_●▲■」

(4) 申請における留意点

・割当は受付時刻の早い順とする。なお、受付時刻は、2.（3）③のとおり。

3. 提出・問合せ先

(1) 予約受入条件に関する問合せ先

沖縄県土木建築部港湾課（本部港クルーズ船予約担当）

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

(2) 提出先 E-mail アドレス

港湾課代表端末 <aa062006@pref.okinawa.lg.jp>

本部港管理事務所（本部町）<kouwan@town.motobu.okinawa.jp>